

会社案内 取引信用保険のご案内

ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店

A company of
Allianz 

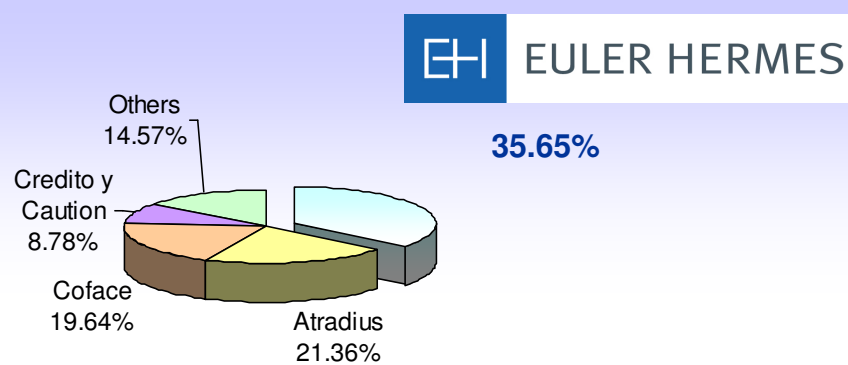
 EULER HERMES

世界の有力信用保険会社



保険料収入順位	会社名	国
1	EULER HERMES	仏
2	Atradius	蘭
3	Coface	仏
4	Credito y Caucion	スペイン

市場占有比率



出典：ユーラーヘルメス、国際信用保険協会(ICISA)2008年1月

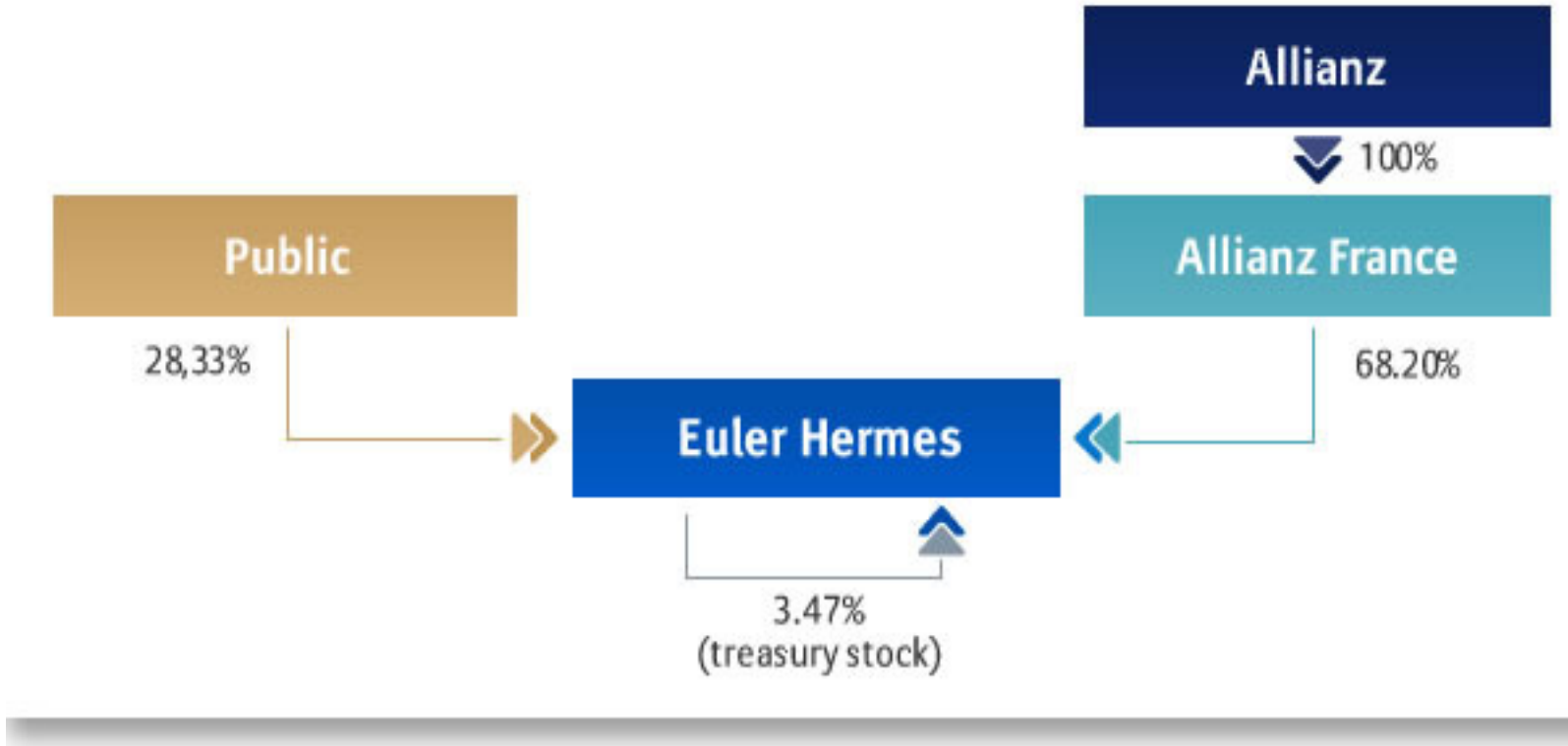
会社概要:ユーラーヘルメス信用保険会社 日本支店



- ◇ 所在地: 東京都中央区京橋1丁目8-7
京橋日殖ビル7階
- ◇ 設立: 2001年11月
- ◇ 金融庁免許取得日: 2002年3月
- ◇ 事業種目: 取引信用保険
- ◇ 営業開始: 2002年4月
- ◇ 業種: 損害保険業
- ◇ 日本支店総支配人: 田中 豊



株主構成



2009年12月31日現在

ユーラーヘルメスグループのご紹介 - 世界最大の信用保険グループ -

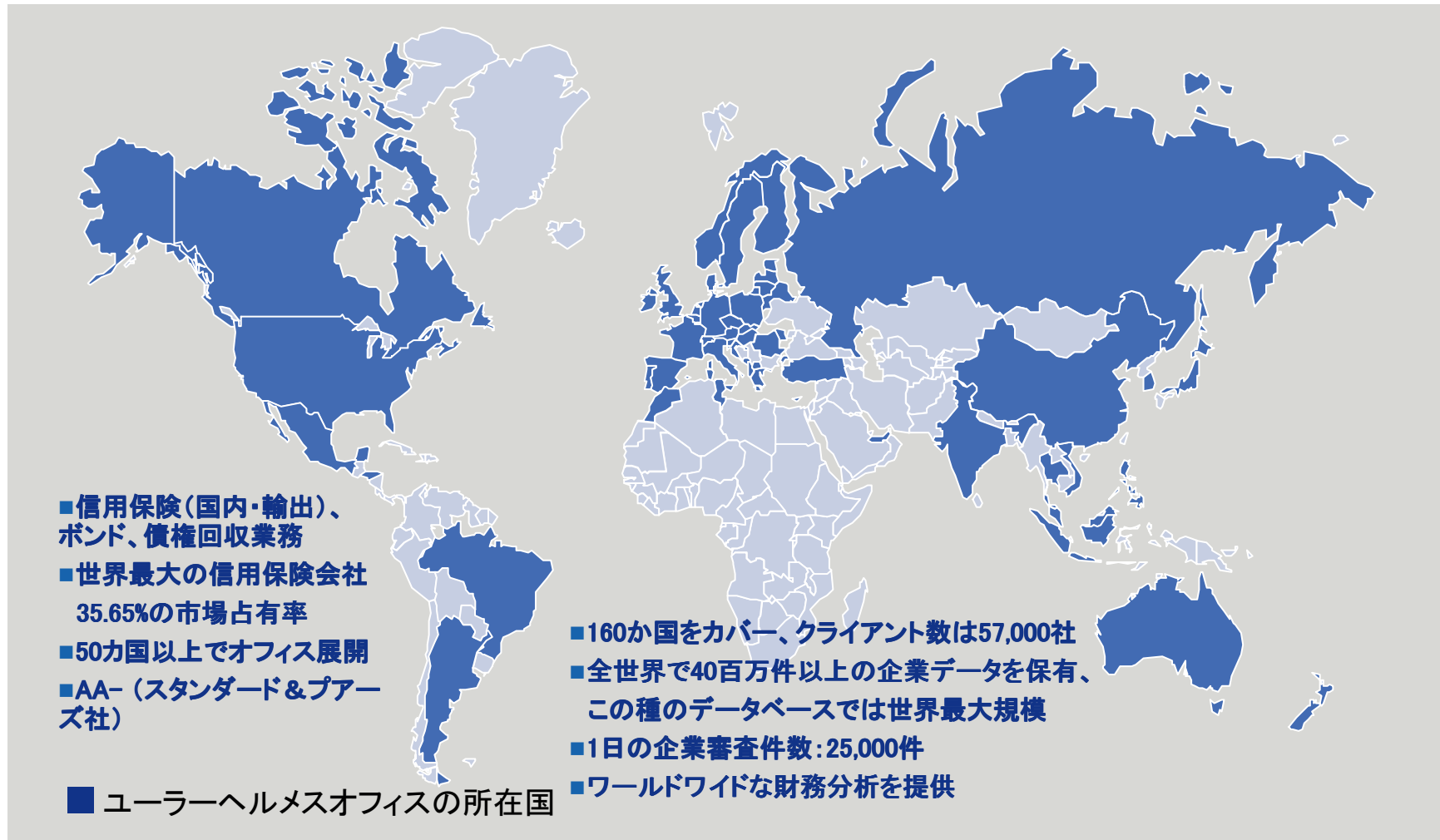
- ◇創業: 1917年
- ◇設立: 2002年7月
- ◇業種: 民間信用保険及び関連業務
- ◇業績概要: 総保険料収入:2,086百万ユーロ(約2,607億円)
- ◇格付け: AA-(スタンダード&プアーズ社)
- ◇本社: フランス、パリ
- ◇従業員数: 6,209人
- ◇親会社: アリアンツグループ(1998年以降)



会社概要:ユーラー・ヘルメス・クレジット・サービセズ・ジャパン株式会社

- ◇所在地: 東京都中央区京橋1丁目8-7
京橋日殖ビル7階
- ◇設立: 2000年8月4日
- ◇事業内容: 企業審査
- ◇代表取締役: 田中 豊

ユーラーヘルメスグループのグローバルネットワーク



取引信用保険とは？

- 取引信用保険は取引先の倒産や不払を原因に売掛債権が回収できなくなった場合に、その損失を補償する損害保険です。
- 欧米では100年近い歴史のある保険商品ですが、日本では1990年代半ばに導入され、本格的な販売がなされたのは90年代末からです。
- 弊社は、2002年4月より日本国内において国内取引信用保険の販売を開始、また2005年4月に貿易保険市場が民間保険会社に開放されることに伴い、輸出取引信用保険の提供を行っております。

取引信用保険の利点

1. 保証機能

お取引先の倒産または支払遅延により回収不能となった売掛債権を補償
毎年変動する貸倒コストを安定的で損金参入のできる保険料コストへ移管
お取引先に知られることなく、リスクヘッジが可能
迅速な保険金支払により、不測の事態による資金繰り悪化を防止

2. 与信管理サポート機能

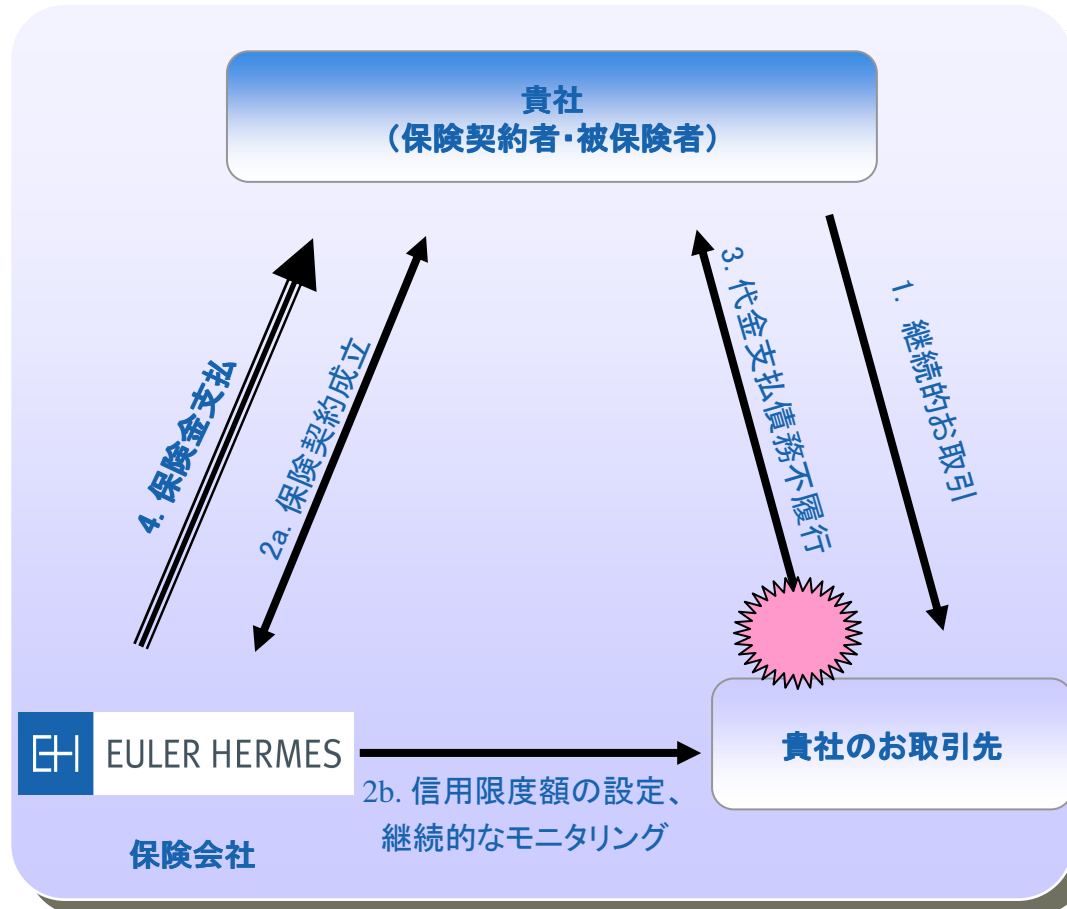
与信管理業務の効率化による経費と事務作業の軽減（与信管理のアウトソーシング）
与信情報を営業戦略に積極活用（新規取引先企業の選別）

3. その他

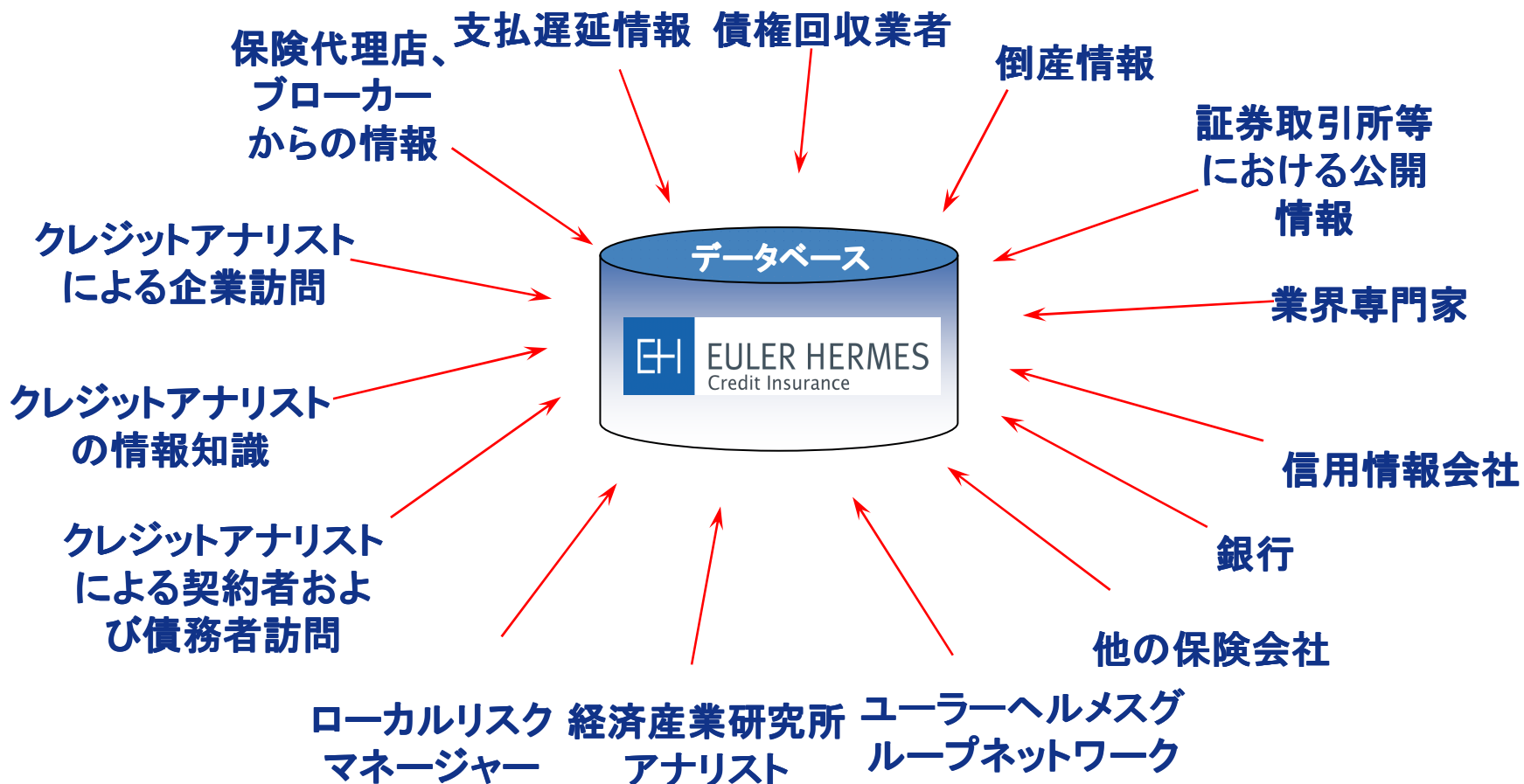
資産の重要な一部である売掛金をカバーすることによる、金融機関に対する信用力の向上

取引信用保険のしくみ

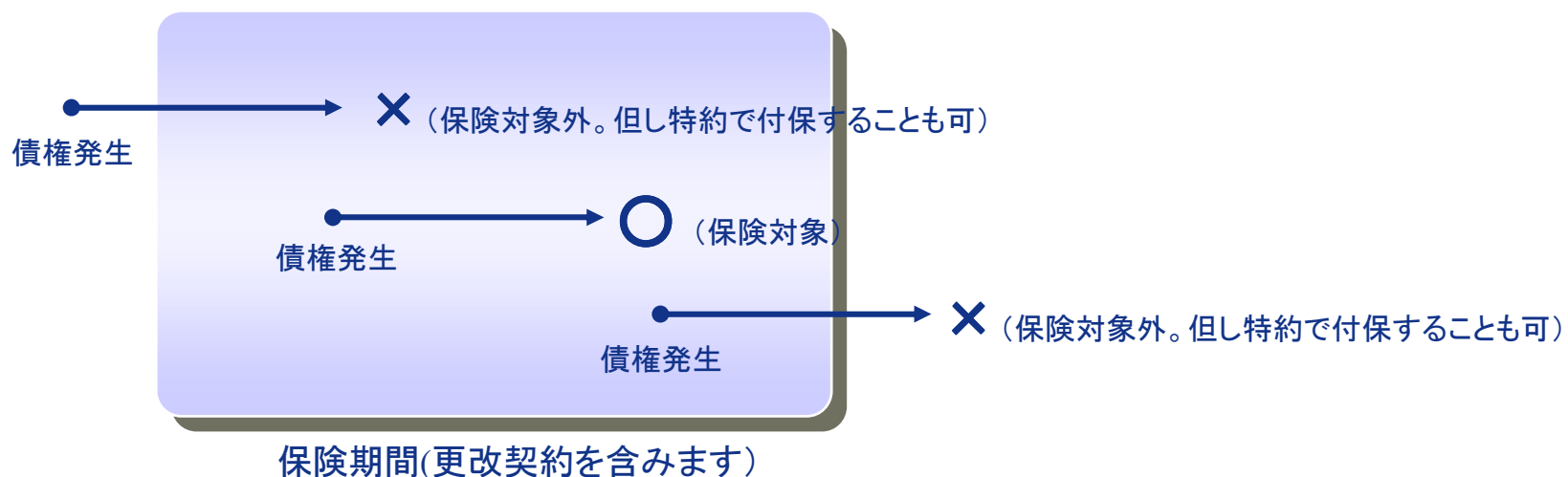
- 1. お取引先との継続的取引
- 2a. 取引信用保険契約の締結
- 2b. お取引先の財務内容調査、限度額設定、継続的なモニタリング
- 3. お取引先の倒産・支払遅延等の発生
- 4. 保険事故発生時保険金支払



企業情報のデータベース



保険対象期間



保険期間中に引渡した商品、または提供した役務について、保険期間中に保険事故が発生したため、債権回収が不能となったとき

保険金をお支払いする場合

保険事故とは：

保険期間中に次のような事態が発生したとき、これを保険事故とし、その直接の結果として、債権回収が不能となったとき、保険金のお支払を行います。

- (1) お取引先に対する破産、会社更生手続の開始、和議の開始、民事再生の開始、会社整理の開始もしくは特別清算の開始の決定が裁判所によりなされたとき
- (2) 手形交換所または金融機関がお取引先との取引を停止したとき
- (3) 債務不履行延長期間終了後(*)も債権の全部または一部が未払のまま残っているとき

* 通常は、弊社に対する支払遅延のご報告をいただいてから180日後とします。

保険金をお支払いできない主な場合

保険の対象とならないお取引について生じた損害。例えば：

お取引先が官公庁・個人の場合

貴社がその経営に支配的影響を行使できるお取引先とのお取引である場合

お取引が賃貸借またはリースである場合

など

保険の対象とならない損害、例えば：

利息に関する債権、契約上の違約金などに起因する損害

お取引先に対し、破産等の申立が行われた後の商品の引渡・役務の提供つき生じた損害

戦争、外国の武力行使などが原因となって生じた損害

地震、噴火などの自然災害または核燃料物質の影響が原因となって生じた損害

貴社側の故意、重大な過失が原因となって生じた損害

消費税その他の税金についての損害

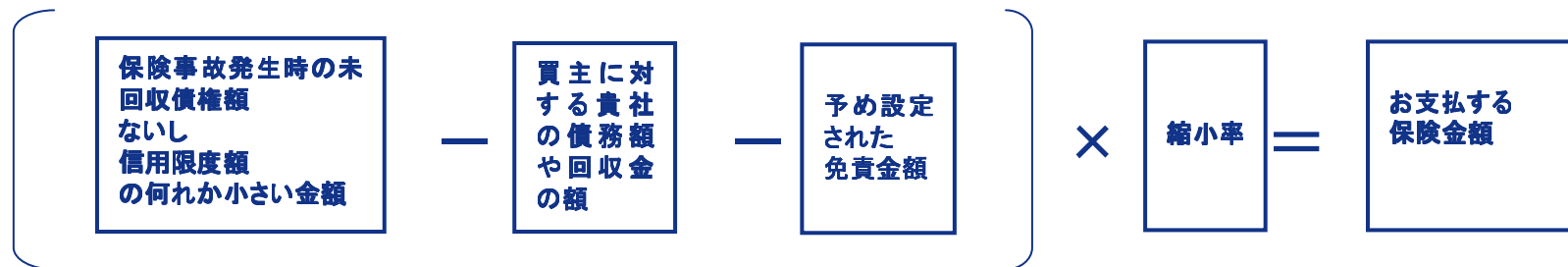
など

保険金をお支払いする場合

お支払する保険金の算出方法:

取引先毎の信用限度額とは、あらかじめ、弊社にて審査を行って設定した金額です。

上記の算式は一事故免責を設定した場合ですので、その他の免責を設定している場合などもございますので、詳しくは弊社の営業担当者にお尋ねください。



保険料の計算方法

<年間売上高方式>

保険の対象となる契約期間中の年間売上高に対して、保険料率を乗じたものが、年間確定保険料です。

(計算例)

- 保険の対象となる年間売上高	120億円
- 保険料率	0.2%/年のとき
100億円 × 0.2% = 2400万円 (年間保険料)	

<債権残高方式>

各お取引先からご報告をいただく毎月の売掛債権残高に基づき、保険の対象となる債権残高の合計額を求め、その額に、上記方式とは別途算出した保険料率を乗じたものが、当月分の保険料となります。同様の手順を繰り返して毎月算出する各月の保険料の12ヵ月分が、年間の確定保険料となります。なお、料率は、債権残高かもしくは弊社の設定した信用限度額のいずれか低い金額に対して乗じます。

(計算例)

- 保険の対象となる年間売上高	120億円
- 保険の対象となる毎月の債権残高(平均)	20億円
- 保険料率	0.1%/月のとき
20億円 × 0.1% × 12 = 2400万円 (年間保険料)	

* 保険料率は、貴社の売上高・過去の貸倒損失・決済期間・お取引先の所在国等を基に個別に設定させていただきます。

保険契約締結までの流れ



Thank you for your attention.

A company of
Allianz 

 EULER HERMES